

産を選択することになります。もっとも、そのような場合でも無条件に免責が許可されるわけではありません。例えば、ギャンブルや浪費が借金の主な原因である場合や財産を隠した場合、裁判所や破産管財人が行う調査に協力しなかった場合、過去7年以内に免責を受けている場合等においては、破産手続をしても免責を得られないことがあります。ただし、上記のような事情があっても免責されることはあり得ます(裁量免責)ので、免責の可能性があるかは専門家に相談することをお勧めします。

コラム:自分の信用情報は、どのように確認する?

自分の**信用情報**(※)は、金融機関や貸金業者、信販会社が加盟している信用情報機関で確認することができます。登録情報を確認するための手続や必要書類等はそれぞれの機関によって異なります。詳しい手続については各機関にご確認ください。

※クレジットやローン等の申込みや契約に関する情報。本人を識別する情報のほか、契約内容、支払状況、残高等が含まれます。

Q4 配偶者が多額の借金をして困っています。私が返さなければなりませんか?

夫婦である、というだけの理由で返済責任を負うことはありません。貸金業法により、貸金業者は、法律上の支払義務を負わない人(借主の家族等)に対して取立てをすることを禁止されています。そのため、もし「配偶者だから支払え」という理由で肩代わりを求められても、応じる必要はありません。ただし、あなたが、配偶者の保証人又は連帯保証人になっている場合には、保証人又は連帯保証人としての責任に基づいて、支払の義務を負うことになります。

Q5 債務整理や過払金の返還について相談に行く際は、どのような書類や資料を持参するとよいですか?

債権者一覧表を作成して持参すると、借入れの全体像が分かるため相談がスムーズに進むと思われます。債権者一覧表には貸金業者だけではなく、友人や家族等の個人からの借

入れや、滞納のある支払先(未払賃料等)についても記載します。分かる範囲で構いませんので、借入れを始めた時期、現在の残額、保証人の有無も記載します。ご自身が保証人となっている債務の有無についても、忘れずに記載しましょう。

そのほかにも、債権者からの督促状、債権回収会社からの通知書、裁判所から届いた書類等、債務の状況が分かる書類があれば持参するとよいでしょう。また、家計簿をつけていればご持参ください。

なお、これらの書類や資料が手元になくても相談は可能です。相談を受ける弁護士、司法書士が決まっている場合は、事前に連絡を取って必要な書類を確認されるとよいでしょう。

コラム:借金の時効は?

令和2年(2020年)4月から施行されている改正民法では、消滅時効についてのルールも、大幅に改正されました。従来は、借入の相手方によって、異なる消滅時効期間が規定されていましたが、改正後の民法では、相手方にかかわらず、債権者が権利を行使できることを知ったときから5年、又は権利を行使できるときから10年で時効完成となります。貸金業者は、返済を求める権利があることを知っているはずですので、通常、貸金業者からの借金については、5年の時効によって消滅すると考えられます。

時効の問題については慎重な法的判断が求められます。詳しくは、弁護士や司法書士に相談することをお勧めします。



法律問題Q&Aシリーズ ④

多重債務問題Q&A



法的トラブルでお困りの方
迷わず法テラスにお電話ください。

法テラス・サポートダイヤル

お な や み な し
☎ 0570-078374

全国どこからでもお問合せを受け付けています。

平日9:00~21:00 土曜日9:00~17:00(祝日・年末年始を除く)

※[0570]はナビダイヤルの番号です。固定電話であれば、全国どこからでも、3分9.35円(税込)で通話することができます。

※IP電話やプリペイド携帯からは、03-6745-5600にお電話ください。

※ホームページでは、チャットでのお問合せや、メール専用入力フォームにてメールでのお問合せも受け付けています。



法テラスは国が設立した公的な法人です。
法テラス・ホームページ <https://www.houterasu.or.jp/>

Q1 借金が返せなくて困っています。 どうすればよいですか？

借金が返せないというのは、収入と支出のバランスが崩れている状態です。専門家に相談して債務整理することを検討してはいかがでしょうか。債務整理にあたっては、借金だけでなく、各種未払や滞納金等も含めた債務全体の正確な金額を確認する必要があります。また、家計全体を把握することも重要です。

債務整理の方法として、任意整理、個人再生、自己破産等の方法が考えられます。(※)

任意整理とは、裁判所の手続によらず、弁護士や司法書士と貸主が直接交渉をして今後の支払額・方法を取り決めるものです。あくまでも話し合いによって解決を図る手続ですので、話し合いがまとまらず任意整理ができない場合もあります。

個人再生は、裁判所の手続です。民事再生法が定める方法によって債務の総額を減額します。その上で、減額した金額を原則として3年間の分割払いで返済していくことになります。ただし、個人再生を利用するためには、将来において継続的に収入を得る見込みがあること等の条件を満たす必要があります。

自己破産も、裁判所の手続です。財産や収入に対して債務(借金や滞納金等)の金額が多く、支払うことができない状態にあるときに、不動産等の財産がある場合にはそれを金銭に換えて債権者に分配した上で、残った債務について返済義務の免除を許可(**免責許可**)してもらうことを目的としています。生活に必要な一定額の現金や日用品などについては、手元に残すことができます。

なお、「ヤミ金」からの借入契約は無効であり、法律上返済する義務はありません。もっとも、「ヤミ金」は自らの貸付が違法、無効であることを知りながらあえて行っていますので、一般の方が自分だけで対処することは困難です。「ヤミ金」からの借入れがある場合は、弁護士や司法書士、警察に相談して対応してください。

また、最近はインターネット上で個人融資を行う、オークションサイトを利用して現金化を行うなど、新しい「ヤミ金」も問題となっています。不適切な情報に惑わされないよう注意することが重要です。

※高い金利で長年返済を続けた場合、本来払うべき金利で計算し直すと利息を払いすぎていることがあります(**過払金**)。過払金がある場合、それを取り戻して借金を清算することができるかもしれません。詳しくは、弁護士や司法書士に相談するとよいでしょう。

コラム：家族が借金をして困っている場合は？

原則として、ご本人が自分の意思で行う借金を制限することはできません。

ご家族としては、借金を繰り返す原因を解明して、根本的に解決する方法を探すことが有効かもしれません。ギャンブルやアルコール、薬物等への依存症の可能性がある場合には、専門の医療機関に相談することが考えられます。また、精神上的の障がいによって金銭管理能力の低下が理由であれば、**成年後見制度**(法律問題Q&Aシリーズ⑤参照)の利用を検討するとよいでしょう。

なお、ご本人も借金の繰返しをやめたいという意思がある場合は「貸付自粛制度」を利用する方法も考えられます。**貸付自粛制度**とは、ご本人の申告に基づき、個人信用情報機関に貸付自粛情報を登録することで一定期間、各情報機関に加盟する貸金業者等にその情報が提供される制度です。ただし、貸付を禁止する法的拘束力ではありません。また、ヤミ金など、個人信用情報機関に加盟していない金融機関等からの借入れをやめさせることはできません。

コラム：「確実に借金がなくなる」「確実に過払金を回収できる」「特別な借金減額制度」といった広告は信用できる？

これらの広告や広告を出している弁護士・司法書士を利用するかどうかは個人の判断となりますが、インターネットやSNS上の誇大広告から不適切な債務整理に誘導されるケースも報告されていますので注意が必要です。「必ず〇〇できる」等の誇大広告には、事実と合致していないもの、誤認のおそれのあるもの等も含まれています。弁護士・司法書士に相談、依頼をするに当たっては、どのような方針で対応するかなど、弁護士・司法書士に直接確認をしたうえで、依頼をするか慎重に検討することをお勧めします。なお、弁護士が債務整理を受任する場合、原則として直接面談を行う義務があります。

Q2 借金の整理を考えていますが、住宅ローンが残っている家に住み続けたいです。何か方法はありますか？

自己破産をする場合には、原則として、住宅ローンの有無に関わらず、家を手放さなくてはなりません。そこで、家を残しながら債務整理をする方法として、任意整理又は**住宅資金貸付債権に関する特則(住宅ローン特則)**を利用する個人再生が考えられます。どう

しても家を手放さずに自己破産をしたい場合は、弁護士に相談して確認してもらうとよいでしょう。

また、任意整理は、裁判所を利用しない当事者間での話し合いによるものです。家を手放さなくても済むような返済方法を検討し、それを前提に債権者(貸主等)と交渉していくことになります。しかし、あくまでも任意の話し合いですので、債権者が提案を受け入れなければこの方法は使えません。また、通常は月々の返済が継続することになり、その支払いができない場合は破産等を検討しなければなりません。

個人再生で住宅ローン特則を利用した再生計画が認可されれば、従来どおり住宅ローンを支払うことができるので、家を残すことが可能です。住宅ローンの総額を減額することはできませんが、債権者との話し合いによって、月々の支払額等の返済方法を変更できる場合があります。住宅ローン以外の債務については、個人再生の手続に基づいて総額を減額したうえで分割返済をしていくことになります。ただし、住宅ローン特則を利用できるのは、個人再生が利用できる条件を充たしていることのほか、次のような条件にあてはまる必要があります。

- ①住宅ローンで建設又は購入等をした自宅土地・建物であり、現実に居住していること。
- ②住宅ローン債権者及び保証会社以外の債権者のために抵当権が設定されていないこと。

なお、住宅ローン特則を利用することができれば、家に設定された抵当権に基づいて競売が開始されている場合でも、その手続の中止命令を申し立てることができます。

Q3 任意整理をしましたが、返済が難しくなりました。どうすればよいですか？

現在の家計の状況をもとに、自己破産、個人再生、再度の任意整理又は特定調停(裁判所を間に入れての話し合い)のいずれかの方法を検討することになるでしょう。ある程度返済にまわす資金があり、債権者との間で返済計画見直しの話し合いができそうであれば、再度の任意整理や特定調停が考えられます。また、債務額を減額してもらうことで支払の継続が可能であれば、個人再生を検討します。

返済にまわす資金がない、又はほとんどない場合には、自己破